

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (10月29日時点)

▶オミクロン株対応2価ワクチンの接種を実施中

これまでの2年間、年末年始に新型コロナウイルス感染症は流行しています。国の方針に基づき、本市ではオミクロン株対応2価ワクチンの接種を実施していますので、年末までに重症化リスクの高い高齢者の人はもとより、若い人も接種をご検討ください。
▼対象 **1・2回目の接種を完了し、最終の接種から3カ月を経過した12歳以上の**

※接種には3～5回目の接種券が必要／紛失した人はコールセンターで再発行の手続きが必要です。

▼接種券 最終の接種を令和4年8月までに受けた人には送付済です。令和4年9月に最終の接種を受けた人には、次のとおり送付します。

【11月の送付時期】

接種券の発送時期	次回の接種可能時期
令和4年11月下旬	令和4年12月以降

※5～11歳で、令和4年7月に2回目を接種した人の3回目接種券も11月下旬に送付します。小児用ファイザー社ワクチンを使用します。

▶1・2回目の接種は年内に

1・2回目接種に使用するワクチンは、12月までで国からの供給が終了予定であることが国から示されています。オミクロン株対応2価ワクチンは1・2回目接種を完了していないと接種ができません。

現時点で国が定めている新型コロナウイルスワクチンの実施期間は令和5年3月31日までです。それまでにオミクロン株対応ワクチンの接種を完了できるよう、年内の1・2回目接種の完了をご検討ください。

▶生後6カ月～4歳のワクチン接種

国の方針に基づき、生後6カ月以上、4歳以下の人への接種を、次のとおり実施しています。

▼使用ワクチン 乳幼児用ファイザー社ワクチン

▼接種回数 3回

▼接種間隔 1回目接種～2回目接種…原則3週間、2回目接種～3回目接種…8週間

▼接種券 11月4日(金)に対象の人に発送済

▼接種できる医療機関 接種券に一覧を同封するほか、市ホームページへ掲載

※実施期間は令和5年3月31日までです。接種間隔を踏まえると、**原則として1月13日までに1回目を接種する必要があります**ので、ご注意ください。

■接種手続きなどに関する相談窓口 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 0120-567-745、月～金曜日＝午前9時～午後8時、日曜日・祝日＝午前9時～午後5時、土曜日は休み) / その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (☎ 38-3190)

皆さんの意見をお寄せください

津軽広域水道企業団水道用水供給事業経営戦略(案)への意見募集 (パブリックコメント)

津軽広域水道企業団津軽事業部では、浅瀬石川ダムを水源として津軽地域の市町村(弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市〈尾上地区、平賀地区〉、青森市〈浪岡地区〉、藤崎町、田舎館村、板柳町および鶴田町〈以下「関係市町村」という〉)に水道用水を供給しています。

このたび、令和4年度中に改定する「津軽広域水道企業団水道用水供給事業経営戦略」の案がまとまりましたので、パブリックコメント(意見公募手続き)制度により、関係市町村の皆さんから意見や提案を募集します。

▼募集・閲覧期限 11月29日(火・必着)

▼閲覧方法

◎津軽広域水道企業団ホームページ (<http://www.tusui.jp/>) にアクセス

◎津軽広域水道企業団津軽事業部(平日の午前8時30分～午後5時)に直接来所

▼対象

- ①関係市町村に住所を有する人
- ②関係市町村内に事務所または事業所を有する個人または法人・団体など
- ③関係市町村内の事務所または事業所に勤務する人

④関係市町村内の学校に在学する人

⑤本案に利害関係を有する人

▼提出方法 所定の記入用紙または任意の様式に、氏名(法人などの場合は名称および代表者氏名)、住所、在住・在学の区分(任意様式の場合は対象①～⑤のいずれか)、件名(「津軽広域水道企業団水道用水供給事業経営戦略(案)へ意見」など/任意様式のみ)を必ず明記の上、郵送、直接持参、ファクス、またはEメールで提出 ※記入漏れがある場合は、意見として受け付けません。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、本経営戦略改定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を企業団のホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

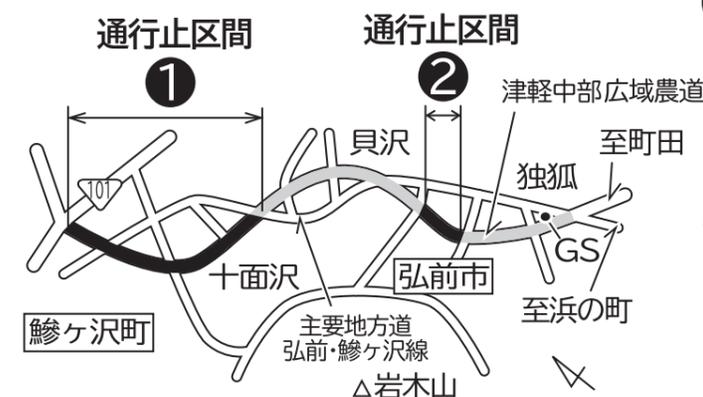
■問い合わせ・提出先 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課(〒036-0342、黒石市石名坂字姥懐2、☎ 52-6033、ファクス 53-2983、Eメール tugaru@tusui.jp)



津軽中部広域農道 一部通行止めのお知らせ

■問い合わせ先 農村整備課 (☎ 40-2955)

津軽中部広域農道(愛称・やまなみロード)の一部区間が通行止めになります。通行止め期間は主要地方道弘前鰯ヶ沢線や迂回(うかい)路を利用してください。



① 市内十面沢～鰯ヶ沢町
12月1日～3月31日は、雪道の通行の安全確保が困難なため、通行止めになります。

② 鬼沢字猿沢の一部区間
道路崩落により、現在通行止めとなっています。工事は来春以降を予定しています。

事故防止のために

屋根の雪下ろし用命綱の貸し出し



屋根の雪下ろし中の事故を防止するため、命綱等を貸し出します。数に限りがありますので、事前に貸出場所へお問い合わせください。

▼貸出期間 12月1日(木)～令和5年3月24日(金)

▼受付時間 午前8時30分～午後5時

▼貸出用品 命綱、安全帯、ヘルメット一式

▼貸出場所

①弘前消防署(本町、☎ 32-5199)

②東消防署(城東中央5丁目、☎ 27-1151)

③枡形分署(豊原1丁目、☎ 33-4311)

④西北分署(小友字神原、☎ 93-3310)

⑤西分署(鳥井野字宮本、☎ 82-3311)

▼その他 年末年始も貸し出します。また、1回あたりの貸出期限は、貸出日から原則5日間とします。

■問い合わせ先 市民協働課(☎ 35-1664)